

支え合い

イマカナ

権利擁護の一翼担う

横浜生活
あんしんセンター 延命政之所長

市民後見人

人に寄り添う

高齢者や障害者の権利擁護推進のため、横浜社会福祉協議会に「横浜生活あんしんセンター」が設置されて、昨年で20周年を迎えました。

業務の柱は、①契約に基づいて高齢者・障害者の金銭管理や見守りをする権利擁護事業②判断能力が不十分な高齢者・障害者の成年後見人に就任する法人後見③市民後見人の養成と支援です。

2016年5月、成年後見制度が十分に利用されていない現状を踏まえ、成年後見制度の利用

の促進に関する法律（利用促進法）が施行されました。同法はノーマライゼーションと自己決定権の尊重という理念のもと

に、地域における成年後見人の需要に対する確に対応することを掲げています。そのため、支援を必要とする本人と同じ地域に暮らす身近な市民が担い手となる市民後見人の養成とその活動を支援することが期待されています。



ます。

横浜市では12年から市民後見人の養成を進め、これまでに延べ56人の市民後見人が活動してきました（19年7月末現在）。市民後見人は今や、地域における権利擁護の一翼を担う存在となつています。

横浜市の市民後見人が最も大切に行っているのは、同じ地域に暮らす身近な市民として、本人のニーズや課題に対してきめ細かく向き合い、その人らしい生活を送れるように働きかけることです。

横浜市中で活動する市民後見人の方々が、日々悩みながらも本人との信頼関係を構築し、市民後見人自身が生きがいをもって活動している様子を紹介したいと思います。

（随時掲載）